

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市人権施策審議会 (第 1 回)		
事務局 (担当課)		人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時		令和 4 年 4 月 2 7 日 (水) 午後 6 時～午後 9 時		
開催方法		Web会議		
傍聴会場		相模原市役所 本庁舎本館 2 階 第 1 特別会議室		
出席者	委員	8 人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	5 人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他 3 名)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1 2 人 (ほか報道機関 7 人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 議 題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について</li> <li>・ その他について</li> </ul> 2 その他		

## 審 議 経 過

### 1 前回の審議会において要請した事項への対応について

(竹村委員) 議事に入る前にお話をさせていただきたい。前回の3月1日の人権施策審議会において、金委員への私の発言について、その後の一部の新聞報道や人権団体の方から、ご意見を頂戴したので、一言お話させていただく。審議会の会議録にあるように、委員として強い心を持っていただきたいなどという発言をしたが、その内容は、金委員に非があるような発言であるというご意見だった。このように申し上げたのは、金委員と審議会のメンバーとして共に頑張りましょうという意味を込めて申し上げたが、私の発言が、金委員個人を突き放したような言葉に解釈されたとすれば、大変申し訳ないと思っている。以前にも話したが、私は教育に携わってきた者として、いじめられていた生徒が、例えば悪いかもかもしれないが、いじめられている生徒にいじめられているのはあなたにも責任がある、ということは決して言うてはならないと思っている。当審議会がヘイトスピーチについて審議している中で、金委員が現状や思いを語ることは大変重要であると考えている。

(矢嶋会長) 前回の審議会における発言に関してということで竹村委員にご発言いただいた。金委員、もし何かあれば一言お願いしてもよろしいか。

(金委員) 竹村委員、言ってくださってありがとうございます。竹村委員の後ろの考えは通じたので大丈夫である。そこにひるまずまた発言などちゃんとしてくださることをお願いする。

(工藤委員) 市長のコメントの評価に入る前に、私の方から金委員への攻撃的、個人への誹謗中傷、どういった意味を持っているのかということについて少しお話させてほしい。今、具体的に金委員がターゲットとなっているが、実は、金委員個人の問題では決してないと思う。審議会全体に向けられたいわば誹謗中傷、ヘイトスピーチとして認識すべきではないかと思う。具体的に言うと、審議会への外部委員の参加、それから、多文化共生は、相模原市の大きな方針だと思うが、そのものを否定するので、この審議会だけではないと思っている。したがって、過去にヘイトスピーチで審議会委員を逆さづりにしてやるというような発言がどこかであり、それは日本第一党だが、それでも分かるように、金委員だけではなく、いつ我々がそのターゲットになるか分からない、なるかもしれないと思っている。来年の4月に統一自治体選挙があるが、もう一年を切っているので、このグループからかなりの数の人が立候補するということも想定されているので、今後、政治活動や選挙活動に名を借りたヘイトスピーチが激化する、激しくなるのは目に見えている。したがってそういう状況にあるということを我々はまずは審議会全体として理解すべきではないかと思う。そこから議論がスタートした方がよろしいかと思う。

(金委員) このことでなのだが、資料4の矢嶋会長の下の部分のコメントにも審議会として発信というのはどうかと皆さん考えて矢嶋会長もおっしゃったし、審議会全体として何か発信ができないかということをお聞きしたいと思う。今、1月25日の審議会から始めてもう3か月過ぎてどこからか声明を発してよいんじゃないという話は持っているのだが、審議会は事務局へ、事務局は市長へ伝えますみたいなボールが行ったり来たりするだけで、しっかりした発信ができていないことも問題ではないかと思っていて、審議会として発信ができないのかと思うがいかがか。

(矢嶋会長) 審議会としての発信の中身についてのご提案であるがいかがか。

(金委員) 難しいものなのか。矢嶋会長がおっしゃったので、そういう方法もあるのかと思って聞いたのだが。

(工藤委員) 前置きは述べたので、少し市長のコメントについて若干私もコメントしたいと思います。第一回目が2月9日、市長がコロナに感染して、副市長が代読したということで、市長が自分の言葉で言ったのは3月28日が初めてである。かつて市長が当選したときにヘイトスピーチつくると強く言っていたが、それ以降初めてかと思う。中身を見てみると、やはり色々と批判されている。一般論に終始していることは、色々な申入書、新聞報道等で批判されている。また、その通りだと思う。したがって、やはり具体的に起きている問題、金委員へのヘイトスピーチ、ヘイトスピーチが存在すること、被害者がいるということ、それを拡大するような様相を呈しているということである。したがって、市の責任者として、そのことについて特定してやはりコメントすべきではないかというふうに思っている。それを見るとかなり不十分だと言わざるを得ない。最近では、これは新聞報道だが、金委員の子供たちが日本へ帰化しようか悩んでいるということを平気で言っている。こんなことが報道されていて、全くのでたらめが、次から次へと出てくるという内容となっている。今までは嘘と歪曲と宣伝を何回も何回も繰り返している。外国人が審議会に参加することがおかしいとずっと言っている。したがって、日本の中で、市役所前で、定期的に同じ集団、団体が同じ個人を攻撃する、これが毎週毎週行われている、駅頭でも街頭でも行われているということ、これは、日本ではここ相模原でしかない。かなり異常事態である。後から金委員から発言があると思うが、ヘイトスピーチから一步進んでヘイトクライム、犯罪になるような危険性もある。そんな実態である。我々が考えている以上に深刻かつ重大である。是非一般論に終始しないで、具体的に言ってほしい。ヘイトスピーチはダメなんだ、金委員へのヘイトスピーチはダメなんだ。市は市民を守るんだ、人権侵害を救済するんだという立場を明確にしてほしい。被害者へ1ミリも響いてこない。法務省がヘイトスピーチ許さないというポスターを作って、全国に貼っている。そんなことを市としても言えないのだろうか。法務省でさえ言っているので、これを是非言ってほしいということである。是非、ヘイトスピーチを許せないのだということと、すぐにやめさせる、被害者に市は寄り添って市民を守るんだという立場を明確に欲しいと思う。被害者保護の視点からは大変大事なことだろうと思う。具体的には、是非審議会として、再度市長へ対応を求めたらどうかと思う。求め方なのだが、市の事務局が行くよりは、会長と金委員本人が市長と会ってくる。そして公開する。そのような手段をとったらどうなのだろうか。そして被害者本人の気持ちと感情をきちっと受け止めてほしい。そういうことがあるので、そういうことを少しやったらどうだろうか。会長にご足労を願っていただいて。審議会としてできることと前回も言っておられたので、そんなことを考えたらどうなのかなと思う。それでもだめならまた次の方法を考えていかなければならないと思うが、それだと少し変わるのではないかと思うので、是非まずはそのことをやったらどうかと思う。

(矢嶋会長) 工藤委員から審議会として一般論でなく具体的に金委員へのヘイトスピーチに特化してそれはだめだということ、してはいけないということ、市として、そして市長として明らかにする。市として市民を守る責任を明確化することを求めるということと併せて、金委員と審議会の代表として会長が市長と直接面談して話すということが提案された

が、他の委員の皆さんはいかがか。

(岩永委員) 辻委員と金子委員にお聞きしたいのだが、少し前の気になるニュースとして、木村花さんという人がネット上で誹謗中傷されて亡くなられたという事件があった。最近母親に対しても侮辱するようなことがあったので、書類送検されて起訴までいかないが捕まったという話を耳にした。これは親告罪なので、被害者が訴えないと犯罪にならない。しかし、最近侮辱罪の厳罰化を刑法改正案が閣議決定されているので、その辺りのことを踏まえて、金子委員と辻委員はどのようにお考えかお聞かせいただきたい。

(金子委員) 辻委員より先に述べさせていただくが、侮辱罪にせよ名誉毀損罪にせよまずは被害者が特定されなければいけない。まずそこで今回の団体による攻撃の中で金委員という名前を相当特定されているので、その点はクリアできていると思うが、その発言の内容が、金委員の人格を誹謗中傷して人格的に貶めるというような侮辱を行っているのかというのは、発言そのものを詳細に見ていないので分からないが、一般的な言葉を使うとちょっと悪口を言うというか、ちょっと酷いことを言う程度では侮辱罪まではいかない。今回の発言内容が、侮辱罪の構成要件に該当するような内容であるようであれば、侮辱罪ということで告訴するということは、もちろん金委員が行うことはできるだろうし、場合によっては、名誉毀損ということも構成できるかと思う、一般論としては。もう一点、先ほどの工藤委員からのご提案であるが、私はそのご提案に賛成する。先ほど金委員からキャッチボールが続いているという話だったが、確かにそういう状態なので、一度矢嶋会長が面会して、もし可能であれば審議会としてどういう対応を市長に対して求めているのかということをご説明いただいてその上で市長として然るべく対応していただくことはよいと思う。いずれにしても、一般論ではなく、今、金委員に対する個人攻撃が、ヘイトスピーチに類するものである、つまり排除を求めているわけである。この審議会から発言する資格がないというようなことを言っているわけである。そのような不当な攻撃がいかにも不当だということについてもう少し明確な声明を出していただくということには私も賛成する。

(辻委員) 私も金子委員と同じ意見である。付け加えるのであれば、工藤委員の意見に賛同する。金委員に対する個人攻撃のみならず、市政に対する攻撃がもしなされているのであれば、これは、相模原市、市長のみならず、市議会に対する攻撃ではないかと思う。実際に、私も金子委員のように、最近現場でヘイトそのものを実際に目にしていないので分からないが、漏れ聞くところだと、そうなのかなあという感じはしている。先ほど工藤委員がおっしゃったヘイトクライムの件については、我が国は、ヘイトクライム法は存在しないので、この機会に、相模原市が、中央政府、国会にヘイトクライム法の制定を求めるということを訴えかけるという提案できればと期待する。市長はこの審議会の答申の骨子の前文にもでてくるように、その様々な属性、目的ないしこうしたものを、市の責務についての3(2)人種、民族、国籍、信条、年齢、性別に対して、差別を解消するための施策を求めているわけなので、市長は、市の責務を果たしているかという点で残念なところはある。けれども、一応、この審議会を立ち上げてはいるので一定程度、評価はできるだろう。ただ少し気がかりなのは、市長だけが市政を担っているわけではない、市議会は差別を許さないという問題意識を共有してないのかなあというところは思ったりもしている。あとは侮辱罪については、金子委員がおっしゃったとおりなので、私からは何かしら付け加えることはない。先ほど工藤委員が述べられた二つの件については賛同する。

(矢嶋会長) 市議会としての対応について、会長と金委員が市長と面談し、審議会としての考えを市長に対して伝えるということを進めるということではどうか。もしそういった場合の段取り、手順についてはまた皆様にご相談しながら進めていく必要があると思うが、事務局、こういった場合、こういった具体的手順で進めていったらよいか。

(事務局) 日程の調整等、進めるに当たってまずは本日いただいたご意見をご報告させていただいて、その機会を設けるための調整というのを進めていくようになるかと思う。

(矢嶋会長) ではその方向で進めていくことで皆さんよろしいか。

(辻委員) 付け加えるということであれば、この審議会は、市長の求めに対して答申を出すので、相模原市がどのような方針を進めていくのかということは相模原市民の議論に委ねられている。私どもは学識経験者なので、法律のプロとしてのアドバイスはできるが、相模原市が将来どのような方向に向かっているのか決めるのは相模原市民であり、市議会であり、市長なので、何か法律をかじった偉い人が言うから結論が決まるというわけではない。具体的に言うと、働きかけ方だが、誰に対して訴えていけばよいかというところは、市民が取り組んでいくべきことかもしれない。

(金委員) 相模原市民としていつも思うのは、本村市長の以前のスピーチから、ヘイトスピーチは人としての尊厳を傷つけるだけでなく、差別意識を助長し、人々に不安感や嫌悪感を与えることにつながりかねない、決して許してはいけない、罰則なども含めて川崎市に引けを取らないような厳しいものにしたい、とおっしゃったことを、やはり市民がきちんとその意見を尊重して支える義務があるのかと改めて思う。特に、審議会委員はそのために諮問されたと理解している。審議会では市長の示した意見に到着するように審議をすること、もし審議会として色々と発信できるなら、しっかりと発信することかなと私自身相模原市民として改めて思っている。辻委員、そういうことか。

(辻委員) そのとおりである。市議会が一般的な決議をした方がよいだろうし、市長がしっかりとした声明を出せばよいだろう。審議会が声明を出すことは、それはもちろん望ましいことだが、市議会や市長が声明を出した方がもっと素晴らしいと思う。あとは、このように発言する言葉の裏を読んでいただきたいが、市議会の中にはひょっとするとこういう人種、民族、国籍、信条、年齢、例えばやまゆり園の反省をしっかりと条例の中に生かしていこうという意見について、市議会には軽んじている議員もいるのかなあと外から見て思ってしまう。これは、政治的な勝手な私の評価であるし、何かしら根拠があるわけではないので、どうなのかなあ、という印象にすぎないので、これは聞き流していただきたい、そうでもないという意見（議員は差別を許さないという政策実現に積極的である）も当然、あるので。これは相模原市民の判断だろう。

(矢嶋会長) では、進め方については、事務局とも相談しながら、それから、市長へ伝える具体的な内容については、私の方で皆様の意見をまとめさせていただいて、皆様にこれでもよろしいかと確認等しながら進めさせていただきたいと思う。それではこの件についてはよろしいか。

## 2 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

### (1) インターネット上の人権侵害について

(矢嶋会長) それでは最初の資料1の9ページ、11のインターネット上の人権侵害につい

て、何かご意見のある方はお願いします。

(金子委員) インターネット上の人権侵害についてだが、これについては、私が以前にも紹介をさせていただいたが、自治体においては、インターネット上のパトロールを自治体間で協力して行っているところがある。私の知る限り、一番手広くやっているのは、多分、香川県だと思うが、香川県では県と県下の全市町が持ち回りでインターネットパトロールをし、差別的な書き込みがあった場合にはプロバイダに削除要請をし、実際に削除をかなりされている。そのための内規も作っていて、是非、もちろん神奈川県下全市町村というわけにはいかないと思うが、県と3政令市ぐらいはマンパワーもあると思うので、そのような方策を検討していただきたいということは、答申の中に書き込んでいただければと思う。

(矢嶋会長) 先ほど、私がお伝えし損ねたことがある。もちろん今の金子委員のような、他自治体に学ぶという具体的な提案をいただくことも大事だと思うが、できれば具体的に今示されている文章にどのように加えていくか、若しくは、削除するのかといった具体的な文案をお示しいただけると、事務局としては非常にありがたいので、そういった観点も含みながらご発言をいただけると大変助かる。今の金子委員のご発言は、提案として受け止める。他にいかがか。

(辻委員) 今の金子委員の意見に賛同する。加えて、自治体だけではなくて、SNSを提供している民間の事業者にも協力を呼び掛けるべきではないかと思う。大学院で差別の取組を研究している。そこで弁護士や院生から、自治体だけではマンパワーが財政的に乏しいところがあるので、ツイッターやフェイスブックといったSNSにも協力を呼び掛けたらどうかという提案があった。その際には、そういった差別を許さないという姿勢を民間のSNSが打ち出していることは、彼ら自身にとってもメリットになるまいかという意見があったので、付け加えていただきたい。また、条例の書きぶりについてだが、香川県の書きぶりは確認しているところだが、金子委員に教えていただきたいのだが、ネットパトロールをやっているのは審議会がやっているのか、それとも市がやっているのかが気になるところであり、発見し、監督する機関が誰(審議会か市)なのかは重要なところであろう。

(金子委員) 現在のところは、市の人権担当課が実施している。私はその点が問題であると指摘をしており、何らかの客観的なチェックとして、人権審議会のようなものが客観的にチェックをすることによって、表現の自由との兼ね合いとして公正性の担保が必要であると私も思う。

(辻委員) 香川県の条例は事務局に示していただくとして、大阪市の条例だと第2条第2項第2号のところにインターネットの書きぶりがある。事務局あてである。また、大阪市の条例の第5条第6項にも同じような書きぶりがある。川崎市の条例だと、第8条、今、添付資料は無いので事務局に条文の情報を伝えている。その際に、金子委員のおっしゃった削除要請だが、大阪市の条例では第6条にヘイトスピーチに該当するおそれがあるといった場合は、審査会の意見を聴取するという規定がある。今日の添付資料では、東京弁護士会のモデル条例について添付資料があるのかと、工藤委員が出していただいていたとのメールで連絡をいただいていたが、東京弁護士会のモデル条例だと第15条に規定されている。やはり金子委員が言ったとおりの一人だけだとちょっと厳しいと感じるので、条例には加えて、第三者として審議会が実施し、その人員を確保することを条例の中に明記した方

がよろしかろうと思う。ひいては、許されない差別を行っているとして認定される団体の立場からみれば、そのような公表手続きがしっかりと実施される必要がある。その際に、市の人員があまりにも少なかったがために、公正ではない（と疑われる）調査が行われることも心配されるため、条例の中にはしっかりと調査に当たっての人員を確保することを規定していただきたい。今、金子委員がおっしゃったことについては以上である。

（岩永委員）これは、答申（案）に載せることではないが、先ほど金子委員がお話のあった神奈川県と県内政令市ではなくて、相模原市の特徴として町田市、八王子市など、図書カードで共通に利用できる環境があるので、ネットが繋がっていると思うので、県内だけではなく実際の実施に当たっては、色々な方法を考えていただきたい。

（辻委員）金子委員のご意見は、削除権限も明記した方がよいということか。

（金子委員）いいえ。私は、削除要請が限界であると考えている。

（辻委員）承知した。

（工藤委員）一つは、資料の※印にある必要な措置とはということだが、川崎市では、解釈指針に詳細に載っているが、必要な措置とはこういうことを考えていることを述べている。インターネット表現活動に係る表現の内容を削除するようプロバイダ等に要請すること。自己の権利を侵害された者による送信防止措置の申出、それから発信者情報の開示請求とか詳細に載っている。したがって、そのようなことが考えられているものだと思うし、その先には公表するという事になっている。そして、それを誰がやるのかということになると、第三者機関ということになっているのではないかと思うので、もしも説明を付け加えるのであれば、具体的に掲載した方が分かりやすいのではないかと思う。それから、真ん中辺に「一方、国においても対策の検討がなされており」との記述があるが、先ほどの木村花さんのことがあった。個人の誹謗中傷が中心になって考えられているので、不特定多数への誹謗中傷・ヘイトスピーチは、まだそんなに議論がされていないので、そのことを少し、個人への誹謗中傷のみならず、不特定多数への誹謗中傷・ヘイトスピーチについても、検討する余地があるのではないかということ、いずれかで示すべきではないかと思う。

（辻委員）公表については、いかがか。金子委員、公表までは名前が分かれば、公表することはどうか。

（金子委員）急にはなんとも言えないが、公表までは事実行為であって処分性はないので、そのような意味ではできるかと思うが、慎重な配慮が必要であると考えている。

（辻委員）公表したときに、しっかりとしたマンパワーがなければ不正確な情報となってしまう、今、金子委員がおっしゃったとおり、処分性が無いからということで情報提供に過ぎない、手続的な保障が不十分であると評価されてしまうことがある。自治体でしっかり調査したところ、公表すべき人が実際には別の人であった（間違っていた）ということがあったら、大変なことになってしまう。やはり調査のリソース（人、時間、財政）の確保を明記することが必要であると感じる。私自身は、それが確保されたのであれば、公表まで進んでもよいかなと思う。公表といった場合でも、対象となった個人に対して、こういう話があるというような手続的な保障は必要である。中途半端な形で公表をしてしまうと、誰にとっても不幸な結果になるので、十分な調査権限を確保することを規定していただきたいと考える。どうして金子委員に聞いたかということ、法務省の人権擁護局とかがこうい

う仕組みなのかということを知ることができなかった。あまり、関係が無かったのであれば、いかがか。

(金子委員) 法務省の人権擁護措置では、体制的に法務省の公表という措置は人権擁護局では行わないので、言ってみれば一方的に要請をしたり、あっせんをしたりということである。第三者機関もそこには絡んでこない。

(事務局) 先ほど、委員からいただいた話だが、特に金子委員からいただいたご意見で、必要な措置ということで、資料の11のところを枠を設けている。具体的にこういったことが内容となってくることを明記していけばよいと考えている。もう一つは、この11の資料の一番右側の枠に令和2年度第2回審議会という過去の審議会のことを示している。過去の審議会では、プロバイダに対する重要な人権侵害事案についての削除要請に関して、先ほどの人権擁護局からの要請はガイドラインに対象として載っているが、地方公共団体等からの要請はガイドラインに載っていないことから、同様に扱ってもらおうという動きも是非声を上げた方がよいといった意見をいただいている。また、先ほど、辻委員におっしゃっていただいた部分については、どちらかというヘイトスピーチを対象とした規制に係るような話題になってくると感じたが、ヘイトスピーチに限っているものではないということで、全体にかかっているという解釈でよいかを伺いたい。

(辻委員) 他人への中傷・侮辱、特定の個人のプライバシーに関する情報の掲示、いじめといったものがネット上に公開されていれば、第三者審議会の監督のもとで、対象となった発言者の情報を調査する権限を第三者機関が有しており、その人員をしっかりと確保する。相手方に意見を聴取し、場合によっては行政指導をした上で公表をするという必要な措置の内容が固まるというものである。私自身は、やまゆり園の件があるので、十分な差別に対する取組が相模原市で進んでいるのかを憂慮している。条例の定義規定の差別について言及しているので、ヘイトスピーチと限定されてしまうと、ちょっと心外である。

(事務局) 失礼した。先ほど、川崎市や大阪市の条例の話があったので、その部分で確認をさせていただいた。

(金子委員) インターネット上のパトロールをする場合に、行政だけがそれをするのではなくて、市民もしくは市内での人権侵害行為であるということが明確になっていれば、市内外からの通報というか情報提供というかそれを受け付けるシステムを作っていただきたいと思います。というのは、市のマンパワーだけでは全てパトロールするのは大変なので、そのような情報提供窓口も是非作っていただければと思う。

(工藤委員) 今の金子委員とその前の辻委員の意見には基本的に賛成なので、是非進めてほしい。特に、人権団体との連携は必要不可欠である。モニタリング調査するに当たって色々な人権団体があるので、相模原市が認定する人権団体との連携が多分不可欠で、それがないと、とてもできる話ではないと思う。私も県と連携して色々モニタリングをやっているのですが、そんなことも必要だと思う。それから、対象区域をどこまで対象とするのかということ、当然相模原市内、市民が対象となるが、区域内はよいが、区域外からきたインターネットの色々な誹謗中傷、特に全く関係ないところから相模原市民を、例えば金委員を誹謗中傷するようなときどういう対策をするかということ、辻委員と金子委員にお聞きしたい。

(金子委員) その場合でも、相模原市民が被害を受けている場合には、そのネット情報につい

て削除要請をプロバイダにするということではできると思うが、先ほどの辻委員から話のあった行政指導であるとか氏名の公表であるとかそういうことについては相手方が市外の方である場合にはどうなのか。辻委員、できなくはないが。

(辻委員) 区域外適用については、大阪地裁の判決が出ているようである。それについての条例の区域外適用について、剣持先生という方が論文を公開されている。大阪地裁、令和2年1月17日の判決があるようである。それは工藤委員のご意見はそちらで解消されるものと思う。

(工藤委員) 分かった。

(金子委員) 今の委員方の意見にとっても賛同している。是非インターネット上のパトロールに市外の委員も入れて盛り込んでパトロール化したいことは賛成である。今回の事でもやはり市はあまり声明を出せない、そういう立場にあることが分かったので、やはり第三者が入る、そういうことになることをお願いしたいと思う。また、この11の2行目に「いじめなど」、の後に、「人権やプライバシーなどの侵害」とあるが、範囲が広いと思うので、先ほど工藤委員が言ったように、不特定多数とか、少し言葉を入れてはどうかと思う。

(工藤委員) 大事なことを強調しておく。モニタリングの必要性、是非インターネットで、先ほども言ったがモニタリングがとても大事だと。調査が入ると思うので、その必要性は、この中で強調していただきたいと思う。それなくして、対策は取れないので、それは大事なところである。一応追加である。

(金子委員) 工藤委員がおっしゃったモニタリングとは、ネットパトロールとは違うのか。

(工藤委員) 同じである。どこまでするかは別にして、同じ趣旨である。

(辻委員) 13の関係で工藤委員がおっしゃったと思った。ネットに限らないということか。

(工藤委員) インターネットでのことである。

(辻委員) もし13の方に行くのであれば、私自身としてはやはりモニタリングの権限と予算をしっかりと条例の中に規定していただかないと市の職員がパンクしてしまうので、きちんと条例に書いていただきたいということをここで言うておきたい。

(工藤委員) 同感である。

(辻委員) あとは、障害者についてだが、せっかく相模原市が差別を許さない姿勢を打ち出すということなのだから、障害者に対する合理的配慮の例にもあるように、誤ったイメージが与えられないということを強く憂慮している。障害者権利条約が参考になろうかと思う。今は13のところ、工藤委員のところのってしまった。

(矢嶋会長) 整理したいが、11に関しての議論はここで終わりでしょうか。11に関して、インターネット上の人権侵害についてご意見ある方はいないか。

(事務局) 今の11のところのまとめという部分になるが、「インターネット上においては」というところから書いて最後に「講ずること」とあるが、こちらは基本的にはよしにさせていただいて、先ほど申し上げた、必要な措置を具体化した上で適宜見直すことという部分のその下に必要な措置として、今各委員からいただいたことを列記するイメージでよいのか。

(矢嶋会長) 皆様、いかがか。文案を修正するというのではなくてよろしいか。

(金子委員) 具体的な文案は、また原案を出していただいて最後にまたそれを見直す。今ここで文章全てを確定するのは難しいと思うので、とにかくここに書いてあることで特に削る

必要のあるもの以外は残していただいて、我々の意見をプラスアルファで付けていただいたものをまた文章でおこしてしていただいて、それを最終的に審議会で見直すという流れがよいのではないかと思うが。

(辻委員) 私の意見としては、金子委員に賛同するが、今少し出てきたのは第三者委員会を独立して用意する必要があるかと思う。それを私どもで見ていくのかと。例えばインターネット上、あるいは現実であった場合の必要な調査の権限についての、独自の章がなければ、書きぶりとしてはかなりまぜこぜになってしまうので、そこを一つつけ加えなければいけないと思う。第三者委員会を設置し、その調査委員会が他人への中傷、侮蔑、あるいは目的規定にある、性別、障害に対する調査を行い、必要な場合においては指導し、場合によっては公表する、その権限の一つが、今、議論にあがっている、11のインターネット上の人権侵害に該当し、もし、書く(規定する)とすれば、第2項として、インターネット上の場合は、金子委員のおっしゃったとおり削除要請もできるようになる。あとは書きぶり(条文の規定の表現)を書いてもらって見るだけである。

(金子委員) 辻委員のおっしゃったとおり、救済機関のところは独立したものを設けることが必要であると私も思う。その点は賛成である。そこは今日の審議の対象となっていない、12の救済のところでもまた救済機関についても新しくおこすということで事務局にご準備いただければと思う。

(辻委員) 賛同する。

(金委員) 今事務局が質問なされたことは、11のインターネットから始めて講ずることに対して異議がないか、これはこれでよいかという話ではなかったか。

(矢嶋会長) そうである。

(金委員) そこで私が、2行目のいじめなど、その後の人権プライバシーの部分が、人権だけでは広いかと言って、不特定多数とか、本邦外とか、何か人権に関する言葉を入れられないかと先ほど申し上げたが、それは人権で皆さん通じるのか。それを聞きたいと思う。

(事務局) 人権だけではなく、もう少し色々な種類を入れていくというイメージか。

(金委員) 先ほど工藤委員もおっしゃった。個人と不特定多数の方とかそのことで、人権やプライバシーだけではあまりにも概念が広くて、皆さんインターネットの人権侵害で全部当てはまるのか、と私も思ったので発言をしたのだが、これはこれで皆さんはよろしいのか。

(金子委員) 今金委員のおっしゃったご懸念、不特定多数の集団に対する誹謗中傷発言については、この※の必要な措置を具体化する中でこういうものも含まれるというふうに明らかにしていく方がよいと思う。この前のところは、一般論しか述べておらず、前振りにすぎないので、むしろこの必要な措置の具体例の中でこのようなことをしなければならぬと書く方がより効果的かと思う。

(工藤委員) 先ほど言ったのは、国はどんなことを考えているのと言った。個人の誹謗中傷が中心だと。現実には不特定多数への誹謗中傷等については議論があまりされていないのではないかと。そこのところでもせつかく相模原市で提起するのであれば、その辺を問題提起した方がよいのでは、追加した方がよいのでは、と。方法については金子委員の意見もあるので、色々あると思う。

(矢嶋会長) 11に関してここで閉めさせていただくがご意見はよろしいか。では、11に

関しては今日審議終了ということで、皆様のご意見は具体的に様々出たので、事務局の方で文案を作ってください、再度皆さんで検討することにしたいと思う。

(2) 意識調査・実態調査について

(矢嶋会長) では、資料1の13の意識調査・実態調査についていかがか。

(工藤委員) 目的の(1)(2)に書かれているのだが、この後どうするのかということについて、見通しをつけた方がよいと思うので、調査した結果どうするのかということ、当然、結果、集約して分析して色々な意見を求めて、場合によっては市の政策に反映させるということを書き記した方がよいかと思う。流れ、目的(1)(2)で書かれているが、その結果どうするのかということを書き記した方がよいと思う。

(矢嶋会長) 工藤委員から、(1)(2)を行った後に、どう市政に反映させるのかということが必要ではないかというご意見を承ったが、その他いかがか。

(金子委員) 今の工藤委員のご意見に賛同する。私もこの種の意識調査・実態調査の分析をいくつかの自治体からご依頼を受けて行っているが、あまりこういうことは申し上げたくないが、やりっぱなしの調査が大変多いかなという印象を持っている。いわゆるPDCAサイクルをちゃんと明確化して調査を実施すれば、必ず問題点が出てくる。その問題点を解消するための方策を政策に反映し、その反映をした政策を実施した結果、どうなったのかを再度調査して、問題が解消されたかどうか、そこまでをちゃんと責任をもって調査し続ける。一回一回の調査をやりっぱなしにするのではなく、人権状況の改善のためにどれだけ効果があったのか、無かったのか、無かったとすれば、その原因は何なのかということを書き記し、ちゃんと明らかにするようなサイクルを回していくことが必要であるという旨は書き込んでいただきたい。

(辻委員) その際に、例えば、差別を許さないというような趣旨のポスターを市が貼ったり、あるいは、市が人権擁護団体を認定し、そうした人権擁護団体には認証シールのようなものを与えたりする。そうした上で、市が教育委員会を通じて、認定団体と定期的な意見交換を行うとともに、学校での啓発を行い、認定した団体が人種差別は許さないというようなことを働きかけていく。この答申は、障害者を組み入れるとなっていることから、障害者が他の人よりも劣っているというような誤解を強化しないような注意が必要である。このため、やはり認定団体というものが必要かなと思う。この部分は、7の人権教育・人権啓発と関係するところかなと思っていたが、金子委員にリードしていただけたので、PDCAサイクルを回す上では、そういったことを行っていき、それが実際に反映されているということになれば、PDCAサイクルが回っていることにはなかならうかと思う。今私の提案のしたところは、これから出てくる救済機関のところでも触れるところかなと思っていたが、金子委員が問題提起してくださったので、私からも付言させていただく。

(岩永委員) 男女共同参画については、何年も前から調査をして、改善目標を立てて、毎年それができたかできないかという評価を審議会で行っている。それと同じようなことを、人権施策、人権条例についても実施したらいかがか。それを市に報告し、改善目標を立てていったらどうか。そしてそれについて評価していくということをやってはいかがか。

(矢嶋会長) ご提案をいただいたが、皆さんいかがか。これに関しては、この人権施策審議会

がその評価等を行うということのご提案か。

(岩永委員) それについては、必ずしもこの人権施策審議会でなくてもよいと思うが、調査をしたのであれば、改善目標というものを掲げて、それをまた評価した方がよいのではないか。

(矢嶋会長) そういう機関を設けるということか。

(岩永委員) 機関を設けるといった細かいことではなく、言いつばなしはよくないため、それについてちゃんと検討していくということである。

(矢嶋会長) 改善目標を立てるといったご意見をいただいた。その他いかがか。

(辻委員) 今の話は、調査やモニタリングを、定期的に、毎年とか二年に一度行うといった趣旨か。

(岩永委員) 男女共同参画で実施していることと同じようなことを行ってはどうかという提案である。事務局の方がよく知っていると思うが事務局はいかがか。

(事務局) 男女共同参画については、プランがあり、例えば、令和9年度末までに、市の審議会の女性委員の登用率を40%にするといった目標値がある。そういった目標値を設けているものについては、毎年状況を見ながら取組を改めていくといった形での進行管理をさせていただいている。岩永委員におっしゃっていただいたことと、金子委員におっしゃっていただいたことは、同じ趣旨であると捉えている。

(辻委員) 意識調査・実態調査については、定期的に、市のHP上で公表するというようなことを規定した方がよいかと思う。公表方法は、紙媒体でも差し支えないが。

(矢嶋会長) ではこれに関しても、事務局で修文していただき、具体的な文章・文案ができあがった段階で、また皆さんで検討していただくということにさせていただく。

(事務局) 委員の皆さんからいただいたご意見については、今の表記の(1)(2)に加えて、(3)やアスタリスクなどで、必要な措置や具体的な措置といった形で書かせていただくことで進めさせていただく。

(金子委員) 意識調査・実態調査の他に、できれば市内外、国内外の優れた人権施策や人権法に関する調査を行うということを入れていただきたい。市の人権行政、もしくは人権条例をバージョンアップするため、参考になるような様々な内外の情報があると思う。それは、第三者、有識者に委託するような形もあり得るかと思う。そのような調査を実施して、是非市の政策、条例の向上を図っていくということを課していただければと思う。

### (3) 条例の見直しについて

(矢嶋会長) では、資料1の14の条例の見直しについて、「条例制定後は、人権施策の運用状況、人権課題等を勘案し、必要に応じて条例を見直すこと。」ということであるが、この文案に関してご意見をいただきたい。

(金子委員) 見直し条項はもちろん入れるべきだと思う。一定の年数、最初の見直しについては3年なり5年なりというふうに期限を区切り、そこで必ず見直さなければいけないようにしておく。そのときに、行政がその見直しを行う主体になることはもちろんだが、救済機関であるとか、あるいはこの種の審議会の意見を必ず聴く、という一文を入れていただきたい。

(辻委員) 期限について明記することに賛同する。もう一つの金子委員のご意見についても賛

同する。

(4) 答申の骨子(案)の修正について

(矢嶋会長) では、皆様からご意見をいただきたいと思う。いかがか。

(辻委員) 7についてだが、先ほど私が述べた点、人権教育・人権啓発についてだが、人権を擁護する団体を認定するところを追記してはいかがか。そうした人権擁護団体が学校での人権教育の啓発を行うとともに、国に対して差別を解消する、さらに一層積極的な人権教育をカリキュラムに組み入れて欲しいという要望を書き加えてはいかがか。

(金子委員) 今の辻委員のご提案に賛同するが、それをここに書くのか、それとも9の多様な主体と連携した取組のところに書いた方がよいのか、それは辻委員どちらがよいか。資料1の6ページの9である。

(辻委員) 私自身の問題意識としては、おそらくこれから議論になる第三者機関が、人権擁護団体を認定していったら、その団体が行う仕事というのが学校での教育カリキュラムでの参加と、もう一つ、カリキュラムのどこに入るのかなど心配になっている。市が何らかの契約をこれから行う際には、人権教育をしっかりと受けた者と契約を締結する義務を、というところをどこかに入れたいと思っている。どちらの方がよいかと悩んでいるところである。

(金子委員) 今、辻委員のご提案いただいたことを含めて、9のところでもとめて議論をして、場合によっては9のところではなく、これは8に回した方がよいとかまたあると思う。

(辻委員) それに賛同する。

(矢嶋会長) いずれにしても、入れるということに関しては皆様賛同いただけるということで、次に入れる箇所をどこにするかということになると思うが、これに関してご意見いかがか。

(工藤委員) 辻委員のメールによると、学校教育がかなり強調されている。小中等へ教育、啓発。それは教育委員会の関係があり、ここで述べるということは、越権行為なのか、ちょっと甘いと思うのだが、その辺いかがか。

(辻委員) 教育を実施する際の、市が何かしらの要綱をこれから定めることになろうかと思う。教育カリキュラムの中で、こうした人権擁護団体が差別を許さない、今回の答申の骨子を実現するためにはどういった現状が相模原市に存在しており、将来を支える相模原市民がどのように差別と直面して、どのように解決していくかというところをカリキュラムの中に組み入れていただければ、というふうに私個人としては強く期待しているところである。工藤委員のご指摘いただいたとおりである。

(工藤委員) まったく賛成するが、入れることが越権行為になるのかどうかとってはいる。

(金子委員) これはむしろ事務局の判断も重要であると思うが、教育委員会の権限に関わることについては、我々はどう判断したらよいのか。

(事務局) この人権施策審議会自体は、市で取り扱っている人権全般になるので、教育委員会だから違うといった話はない。答申の中に今の話が入ってくるという意味では、それを庁内で審議をしていく作業になるので、この答申の中に入れていくということは問題ないものと考えている。

(辻委員) そうした教育について実施する際の経済的な支援もあれば望ましいと思う。ではどこに財政支援をするのかは、また別途、事務局の方でうまく整えていただければと考えている。

(工藤委員) 今の事務局の前向きな判断によると、やっぱり学校教育の重要性については、人権教育はかなり琢磨していく。これから子どもたちの人権尊重の精神を養っていくことは大変大事なので、学校教育の重要性については、この中で人権教育を入れた方がよいのではないかと思う。

(事務局) 今、工藤委員から辻委員のメールに触れられてご意見があったかと思う。カリキュラムに組み入れるという要望を答申に示すという部分で、カリキュラム自体は学校でも考える部分になってくるので、答申にこれを書いていくということは問題ない部分だと考えている。あと、今、学校での取組という話で、紹介をさせていただきたいと思うが、「人権教育指導資料集」というものを教育委員会では作っている。それ自体は分野ごとに作成をしており、例えばインターネットの普及に係るものや、性的マイノリティの部分などを分野別に理論編、実践編なりで取組がなされている状況がある。事業の紹介をさせていただいた。

(矢嶋会長) 他にご意見はいかがか。先ほどの挿入箇所をどちらにするか、事務局として、この間作業をしていただいて、どちらに入れる方がより適切かというような感触等はあるか。

(事務局) 8、9でという話もあったので、今ペンディングにしておいて、8、9の審議の中で含めて行ければよいのかなど。全体を見た時に、そこではそぐわないという部分であれば、場所を変えるということでもよいのかと思う。

(矢嶋会長) 本日は確定する部分が1から7ということなので、どこに入れるかということは今後ということにさせていただきたいと思う。それ以外何かご意見等あるか。

(工藤委員) 1から7の確認なのだが、これは今日この通りで確定させるという意味なのか。それとも、確認に留めて確定は最終的なものが出揃った段階で、全部確定させるのかという流れの理解でよいのか。今日確定となってしまうと文言整理が入ったり、色々出てくるのではないかと思う。今日は確認でよいのではないのか。

(矢嶋会長) 1から7について全く問題がないのであれば確定となるかと思うが、ご意見が出たので、もう一度見直しをして、次回に確定ということでもよいかと思うがいかがか。

(事務局) 骨子(案)という形の中で確定ができればと思っている。今、ここでは骨子(案)なのでこの後に答申(案)という形になってくる。7までの部分を今日やって、今後は8以降の部分の話になってくる。全体で骨子(案)、答申(案)という部分では、まとめてお示しをさせていただく機会になってくると思うので、もしできれば骨子(案)というのは固めさせていただいて、それを今度は答申(案)という形にもしていく作業が発生してくるので、基本的にはこの内容にさせていただき、また、答申(案)に変化を少なからずしていくので、そういった部分でご意見があれば入れさせていただくとか、他の関係で少しどこかに影響が出るなども考えられるので、1から7についてはこのような形で進めさせていただくということをご承いただければよいかなと思っている。

(矢嶋会長) あくまで骨子(案)なので一応本日をもって骨子(案)については確定、答申(案)に関してはもちろん何らかのご意見をいただくということで、皆様いかがか。

(工藤委員) わかった。

(矢嶋会長) よろしいか。他の委員の方も、骨子(案)と言えども、ここは是非修正をというようなことがあれば、伺いたいと思うが、いかがか。

(辻委員) 私は今のご意見で問題ないが、勉強不足で申し訳ないが、「人権教育指導資料集」というものを相模原市が作成されていて、今見つけたのだが、これは教員を対象にしているものと、児童生徒を対象にしているものがあるのか。

(事務局) 先生対象のものを基本的なものとして作っている。

(辻委員) そうしたら、私が提案した人権擁護団体がこういった指導資料を用いて何かしら研修や授業で扱う際には、人権擁護団体の方が実際に子どもたちに話をする機会が設けられると、そういうことか。

(事務局) 先ほど申し上げた「人権教育指導資料集」だが、教育委員会が主導となり作っている。関係する組織が入って一緒に進めているものである。それ自体は、まずは先生が学び、児童生徒を指導するに当たっての指導のための資料集という位置づけで進められているものである。

(辻委員) では、教員用のもの、研修用、あるいは子ども用の研修用に、例えば何かしらの差別の被害に遭った方の声を発する機会というものを提供するということは可能と考えてよいのか。答申の中に書き込むというのは、教育委員会がこの指導資料集を作る権限を持っているので、確認したいのだが、どうかなど。

(事務局) 活用に当たっては今ははっきりと申し上げられないが、今あるものについては教員が使うものという位置づけでの作業を進められているという状況である。

(辻委員) 私自身が提案した趣旨は、やはり差別が実際に起こってしまう、あるいは意図せずに起こしてしまう、政治的な動機を持ちながらも差別を認め、助長する意見が出てしまう機会があることを、子どもたちにしっかりと考えてもらう機会が必要だということである。人権擁護団体をせつかく第三者機関が認定するのであれば、カリキュラムの中で教員と共同して、そういった教育活動に参加することができるのであれば、ここで人権擁護団体を認定する意味があるのかなという趣旨で伺った。

(竹村委員) 今、教育に関わる部分になったので、私も長い間やっていないので詳しくは分からないが、色々なボランティアが学校現場に入っているので、現実として人権教育に関わる部分というのは、団体が各校独自で、こういう方がよいということであれば現実として色々なボランティアが入ってやっているもので、それについては、明記することは問題ではないと思う。

(矢嶋会長) それ以外でいかがか。ではこれをもって骨子(案)の1から7については、確定とさせていただきたく思う。

(5) ヘイトスピーチに関する意見について

(矢嶋会長) 今事務局から説明いただいたが、何か皆様からご意見等あるか。

(工藤委員) 実はこの最初の罰則が来るということがちょっと僕は違うのではないかと思うのだが、これは最後に来るとはではないか。それで、こうなると賛成・反対が相対立してしまっていて全く相譲らないということにしか捉えられないので、結果論だけ書いてしまって、経過が全くすぼっと抜けてしまっているような気がしている。それで、この意見もおそらく

再編集せず会議録を抜粋したのではないか。そのまま抜粋して載せているので、会議だと色々興奮したりかっかしたりするので、もう少し冷静になって再編集した方がよろしいのではないかと思う。私が言っているのは、基本的には東京弁護士会のモデル案があって、それから川崎市条例があって、それに則っていろいろやったらどうか、というのが流れになっている。それで、この3、要するに自治体として、罰則の前に何ができるのかと。これが大変大事である。したがって、色々モデル案も川崎市条例もそこはかなり強調で出ているので、そういうことは自治体として最初に持ってくるべきことではないのかと思っっている。時にこの賛成・反対の意見の必要があるわけではないので、その途中の経過まで多分一致していると思う。行政指導から行政処分、過料がないかどうかは別にして、その途中に政府言論が入ってくるということについては多分、そんなに対立はない。それでその先どうするのかと。悪質なヘイトスピーチはどうするのか、というところでちょっと意見が分かれているので、ちょっと違うのではないのかな、という気がする。それで教育・啓発・周知が前提であるし、当然指導・勧告・命令、公表がどこかで入ってくるのだろう。などが、とても大事なことだということ、まずはこれをきちっとやりましょうということを僕はずっと言っているので、その上に立って、さらに悪質なものにどうしていくのだろうかということになるとやはり今を見ていると最終的には罰則を考えるしかないのかなと、規制するのは。罰則だけ先にあるなど決していないので、この1と3については、そのところをきちんと記述して最終的にこうなっているということをお願いしたいと思っっている。

(金子委員) 私も今の工藤委員のご発言に賛成である。それで、賛成・反対というのではなく、何ができるのかというところで、この表を是非作っていただきかった。それで、そう考えると、A・BだけではなくてA・B・Cくらいまであり、秩序罰・行政刑罰全て入れないという考え方と、秩序罰だけ入れるという考え方と、秩序罰・行政刑罰全部入れるという考え方が3つに分かれてくると思うが、いずれにせよ、今工藤委員がおっしゃったように、まずそれ以外のところを詰めていき、その後でどの選択肢を採るのかという話になり、そこで初めて委員の中で賛成・反対というふうに出てくると思う。今はまだ賛成・反対というのを確定できる状況ではない。確かそういう話になっていたと思う。なので、どういう選択肢があるのかというまとめる表を作っていただくのは大変整理になり、よいと思うのだが、この賛成・反対というふうに書かれるのはどうかというふうに思う。

(辻委員) 私も工藤委員、金子委員に賛同する。今日の内容で、もし私自身がまとめていただきたいのは、今日のところで私の提案がもし実現するのであれば、第三者機関というものがモニタリングを実施して、相模原市における、本当に実際に差別が存在するのか、差別の動因となっているのはどういったものか、それについての教育を実施することについての調査が定期的に行われることになる。それで、それに対して調査をした上で場合によっては指導を、勧告を行っていき、最終的には何らかの公表までは私としては今日コンセンサスに至ったのかなと思っっている。ただ、そういった調査をする際には市だけでは非常に問題があるので、民間や他の自治体とも連携していく。それで、市あるいは相模原市民が、それだけお願いをしているにもかかわらず、最終的な手段としてこちらの資料3が出てくるので、まずこちらのところの第三者機関、あるいは工藤委員や金子委員が腹案としておそらくお持ちの第三者機関について詰めてから、この資料3の結論を下していただい

ればと思う。個人的な意見を言わせていただければ、こちらで画面を見ておられるマスメディアの方々からすれば、記事を書きやすくなってまた議論が捻じ曲げられてしまうのではないかというような、憂慮を抱く次第である。

(岩永委員) 私も金子委員、辻委員、工藤委員に賛成である。というのは私は欠席が多いのであまり全部理解していないので、罰則を付けるか付けないかという判断をできませんというふうに前々回くらいに申し上げたので、やはり最後の罰則の前にできることというのを十分検討して、それで効き目があるかないかというの、議論を今までしてきたのだが、審議会で一本にまとめなくていけないのか。色々な意見を出して、あとは議会なり、市民に問うた方がよいのではないかと思うがどうか。

(矢嶋会長) 私がお答えする立場かどうか分からないが、この資料を作った趣旨としては、確かにこの流れとして罰則が最初に来てしまう、皆さんそういう印象を持たれたのかもしれないが、各委員がおっしゃったように、罰則云々に関しては前回、前々回もまだ罰則をここで特に科す・科さないという結論はこの審議会では出ていない。むしろそれよりも前にできることは何なのかということをもっと丁寧にやろうということに関しては皆さんのご意見が一致していたと思う。ただ、罰則についてこのA・Bのどちらの意見にこの審議会が結論として至るのかということではなくて、今ある意見としてこういったものが出ていますよ、ということを確認しようということである。再三確認をしているつもりだが、用語の問題もあって、特に秩序罰とか行政刑罰の用語の使い方について、必ずしも委員の皆さんで一致していないのではないかと、事務局と私の方で、現在までにこういう意見があるということ、次回以降の審議会の議論を進めるに当たって改めて確認をさせていただきたいという趣旨で、この資料は出させていただいたので、皆様がおっしゃっている趣旨に反する資料を作ったわけではない。そういうことで事務局はよろしいか。

(金子委員) そうであるとするのならば、先ほど申し上げたとおりこのA・Bというのは、少し失礼な言い方だが、大雑把過ぎる。もうちょっといくつかのバリエーションが審議会の席では出ていたかな、というふうに思うので。ただ、工藤委員がおっしゃったように、そこを今の段階で確認することの意味はどこまであるのかなというふうにも思う。多分、色々これから話をしていく中で、また考えも変わるだろうし、この書き込み方についても色々ご意見が出てくると思うので、ここはもうペンディングでよいのではないかと。逆にここはあまりどういう意見があったというのをあえてここで明確にしなくてもよいのではないかと、というふうに思う。審議会の場合は全くフリーの状態、これから審議するんだという対応でよいのかなというふうに思うがどうか。

(辻委員) 私も賛同する。もう少し言わせていただくと、私たちはヘイトスピーチに限らない議論をしてきたはずなので、ヘイトスピーチに対する制裁、という話ではないはずで、やまゆり園然り、LGBT然り、そういった方々についての差別を許さないということなので、制裁の前の、例えば何かしら公表する対象となった人にも手続的な保障をしっかりとしていくべきであり、そういったところをまず議論していただく必要があるのかな、と思う。蛇足となったが、金子委員と同じ基本線である。

(工藤委員) 私も今の、辻委員の意見に賛成する。やはり今できることが何かきちんとしておいて、それから次の段階に進んだ方がよいと思う。次の段階は今まで色々な意見が出ているので、そんなに難しいことではないと思うので。今まではどういうことで意見が集約し

てきているのかと。氏名公表までなのか、ちょっとその先までなのか。氏名の公表までは共通認識を持っている、というふうに思うので。少し段階を踏んで議論していった方がよろしいのではないかと。それから今の対象だが、辻委員の意見に全く賛成する、はっきり言うと。それで、ヘイトスピーチに関しては、解消法があるので、そういうところを意識したらどうかということです。ずっと議論していたのだけれども、相模原市の条例は全体の条例なので、それは全体の課題が当てはまった方がよいだろうとちょっと改めて意見を述べたいと思う。

(矢嶋会長) 事務局から何かあるか。

(事務局) 先ほど会長からお話いただいたとおり、現時点での確認ということで調整をさせていただいた。ただ、ご意見を皆さんからいただいたとおり、ちょっと乱暴な表現になっていたという部分は、特に罰則の部分については否めないというふうに思った。それで、今後、こちらの内容について、具体的に再度審議をお願いしたいというふうに考えている。

(金委員) 一つ素朴な疑問だが、賛成・反対に対してではなく、市長は最初から川崎市を上回る条例を作りたいとおっしゃっていたが、私たちが反対をしてもよいのかなと思った。川崎市条例は割と50万円の罰金ということになっているが、そこに反対してもよいのか。この賛成・反対というのは間違った表現だというのは理解しているが、今後話をするとき、してもよいのかなってということが今少し頭をよぎったが、それはいかがか。

(事務局) 川崎市の条例を前提として作るという話ではないので、その部分は審議会として、委員さんの思いで答申をいただければと考えている。

(矢嶋会長) 金委員、よろしいか。

(金委員) はい。

### (6) 今後の審議の流れについて

(矢嶋会長) ではここで今後の審議の流れについて、諮りたいと思う。本日、骨子(案)の11・13・14についての審議が終了した。これらの項目を確定させるために、本日の審議を踏まえて修正した骨子(案)を事務局で作成し、修正した骨子(案)について本日の審議内容を踏まえた修正がなされているかどうか、委員の皆様を確認をいただき、それをもって骨子の確定をしたいと思っているがいかがか。よろしいか。それでは事務局には本日の審議を答申の骨子(案)に反映させ、委員の確認を取っていただくようお願いする。事務局よろしいか。

(事務局) 委員の皆様を確認いただくためにメールや郵送で連絡させてもらうので、協力をよろしく願います。

### 3 その他について

(金委員) 私から少し大丈夫か。事実確認ができていないことだから、ここでいうと相手の気持ちをおおるのではないかと心配はあるのだが、そういうつもりは全くなく、皆さんと共有したい事案があり、発言をしたいと思う。

(金子委員) その話、傍聴、報道が入っている中でおっしゃって大丈夫か。

(金委員) 大丈夫だと思う。今3か月くらい過ぎているが、私自身、ヘイトスピーチからヘイトクライムまでを想像してたまに不安になる日もある。実際、二度ほど普段とは違うこと

が家の近所で起こった。近所の住民は絶対にしないことが家の周りで起こったことがある。一度目は、2月13日に起きて、その時は工藤委員だけにメッセージを送りすぐに後悔した。日曜日だったので、邪魔をしたなと思った。その日は、工藤委員もどこかで講演会があって、すぐに返事ができなかったことを申し訳ないと何度もおっしゃったので、二度とやれることはないなと思った。そのとき、市役所にもメールを書いたが、送らなかった。日曜日だったし、時間とともに落ち着いてはきた。でも、何時間も手が震えたり、今後のことが真っ暗で、日本を出ることすら頭をよぎった。でもそれも過ぎた。二度目は、3月6日、画像は悪く、特定ができないほどだったが、写真におさめることはできた。そして日曜日でも、担当課にメールをした。写真を添付して。今回のことと何か関係があるか調べてくださいと。私からすれば、月曜日にはお巡りさんが一人、近所を回って、昨日のことを聞いてくれるのかなと思った。このようなことは、当事者としては、神経が削られること。だから、このようなことを体験して気づいたことは、被害者が被害を訴えるシステムというか、被害者から被害状況を聞くことから始めるのは間違っているのではないかと思った。だから、加害者が何をしたか調べて、撤回させて、謝罪させる、そして刑罰なり行政罰を与えることがやっぱり必要かなと、そのシステム作りが必要かなと思った。これは、今後、私たちが12の救済について話をするようになると思うし、金子委員が何度も救済措置っておっしゃったから、金子委員にしっかりしたものをお願いしたいと思う。ただ、救済には、即戦力が必要だと思った。被害を受けてからすぐに対応できるようなシステムが必要で、地域警察番号や防犯カメラなどの設置をすぐしてくださると少し安心できるかなと思った。不安は被害にあったその日から積もるのに、周りは考えるばかりでは救済にはならないことを思った。だから、皆さん、こういうことをしっかり踏まえた上で、今後の審議ができるようになればよいなと思った。もし違う話になっていたら申し訳ない。

(矢嶋会長) 金委員への誹謗中傷は、その後も度重なっているのか。

(金委員) 家の近所に、近所の人ではない方、それに近所の人には絶対しないことが二度起きたことの報告である。そのことについて、担当課にも調べてくださることを申し出たということである。

(事務局) 今、金委員からお話いただいた件で3月6日ということでお話をいただいた。多分やりとりをさせていただいていた職員にメールをいただいているところだと思うのだが、体調不良等もあり、その部分について今こちらで把握ができていない状況である。大変申し訳ない。

(金委員) 皆さんしっかり引継ぎとかなさらないのかなと思った。何があってもメールの共有とか、引き継ぐ、転送メールもできるし、私が個人宛にメールをしたことではないので、そういうことはできなかったのかなと思った。

(事務局) 大変申し訳ない。

(工藤委員) 最初のところは、一回目については、金委員から電話をいただいた。「市はどうしているのか」「万が一のときは警察に届けなさい」と言っておいた。市には連絡した方がよいといったのだが、そこがうまくいっていなかったようなので、私の知る限り、私の知り合いに、周辺を見て回ってくれないかとお願ひした。多分その日は何もなくて終わったと思うが、3月6日の件は、最近聞いてびっくりした。それらしい車が停まっている

し、普通は入れない芝生に数人が入って、どうもこちらを見ているということを知りびっくりした。市に言って、市から警察に言って、連携してやるべきではないかと思って、今日もそのところを言おうと思っていた。金委員が言ってくれたので、対応してほしいと思う。それから、これは金委員だけの問題ではない。金委員がターゲットになっているが、審議会全体に向けられている一つの誹謗中傷、ヘイトなので、そういう認識をしっかりと持ってほしいと思う。金委員個人の問題では決してない。別の人ターゲットになるかもしれない。そのことは、最初に言ったことの繰り返しだが、我々自身も認識をもった方がよいと思う。金委員への支援は、可能な限り行ってほしいと思う。

(金委員) それにまだ事実確認ができていないのに、発言をする苦しみも怖いものがあるので、せめて違うよって一言があってもよかったかなと。そういうことがあったかもしれないけどとか、本当に静かな近所なので、聞けばすぐに分かったような事実なので、事実確認だけは早めにしてもらえたら気が休まったのかなと思う。

(岩永委員) 私はDV被害者を保護しているので、「土日、役所と繋がらないときは、警察に駆け込みなさい」というふうにアドバイスする。金委員も、市役所が開いているときはそれでよいのかもしれないが、もし市役所が閉まっているときは、警察にすぐ連絡した方がよいと思う。先ほど、木村花さんのことを持ち出したのは、これは犯罪なんだよということなので、私たちも金委員を守りたいと思うので、是非身の危険を感じたら警察へ。一番よいのは、電話ではなく駆け込むのがよいと言われている。私たちも申し訳ないという感じである。

(金委員) 実は、最初るときも警察に電話をしたが繋がらなかった。二回目のときに、一回目は何で繋がらなかったのだろうと思い、自分が電話した履歴を調べたら、「111」だった。それくらいあがってしまうのだなと、改めて思った。一番で通じる、子ども110番のような何かが私の家に一枚くださったら、落ち着いてやるのに、自分の知識の中で回した番号が、まさか一か月後、違うところに電話したと思っていた。

(岩永委員) 何と言ってよいか。身は守ってほしい。私たちもお手伝いする。

(矢嶋会長) 今岩永委員からのご発言にもあったように、金委員ご自身の身を守ることを第一にさせていただきたいと思うし、市としては情報共有がなされていなかったということもあるので、市としても事実確認していただくということと、いかに金委員がヘイトスピーチ、ヘイトクライムにさらされて、心身共、非常に深い傷を負っているということにも関わるので、事実確認をきちんとさせていただきたいと思う。

(金子委員) 担当課としては、警察とはやり取りはしているのか。

(事務局) 一番最初の審議会でお話が出た後のタイミングで、情報共有はさせていただいている。

(金子委員) その連絡を密にさせていただきたいのと、場合によっては防犯カメラ等の設置ということも是非積極的に考えていただきたい。要するに私有地に立入があったということか。それは尋常なことではないふうに思うので、それだけで犯罪を構成するので、そういうことがおそらくこの審議会の発言が素になっているヘイトクライムであるというふうに思われるので、その辺は、担当課としてもかなり深刻に受け取っていただきたいと思う。

(辻委員) 市長だけでなく、市議会の議長や副議長には要望しないのか。私は、相模原市議会がこれほどまでにこの差別の問題に消極的だとは思ってはいなかった。市議会は何も動い

ていないという理解でよいのか。もしそれが違う（差別に積極的に取り組んでいる）というのであれば、審議会の会長と金委員とで相模原市議会の議長と副議長にお話をした方がよろしいかと思う。

（矢嶋会長）事務局で、市議会の動向等については把握しているか。

（事務局）条例の動きは、事務局でやっていて、審議会で進めている状況である。審議会の金委員に対して、団体からお話が出ているということを改めての報告というものはしていない状況である。

（金委員）もしここでお願いができれば、最初事務局と1月に面談をしたとき、警察の方に自宅周辺のパトロールを依頼できるとおっしゃっていたときに、近所の方が怖いと思うからどうしようと思ったが、もし一日一回でも外回りでもしてくださったら、よいのかな。特に今日のことがあったら違うよって反対されて、もっとひどくなったら嫌なので、もしお願いできたらお願いしたい。

（事務局）お話賜った。

（工藤委員）もし、市長と市議会議長と会うのであれば、こちらも人数が多い方がよいと思う。私も立ち会う。日程調整したいと思う。お願いします。

（矢嶋会長）是非よろしくお願いします。

（岩永委員）被害が出てからでは遅いので、早急に金委員の身の回りの安全を図るようにしていただきたいと思う。お願いします。

（事務局）承知した。

（矢嶋会長）それでは、市、警察に早急に対応をお願いしたいと思うし、審議会として、市長への申入れに関しては、工藤副会長と金委員と私とでなるべく速やかに対応するよう、事務局と調整をさせていただきたいと思う。それでは、他にない場合は、傍聴者、報道機関の皆様については退席をお願いします。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		欠席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席